

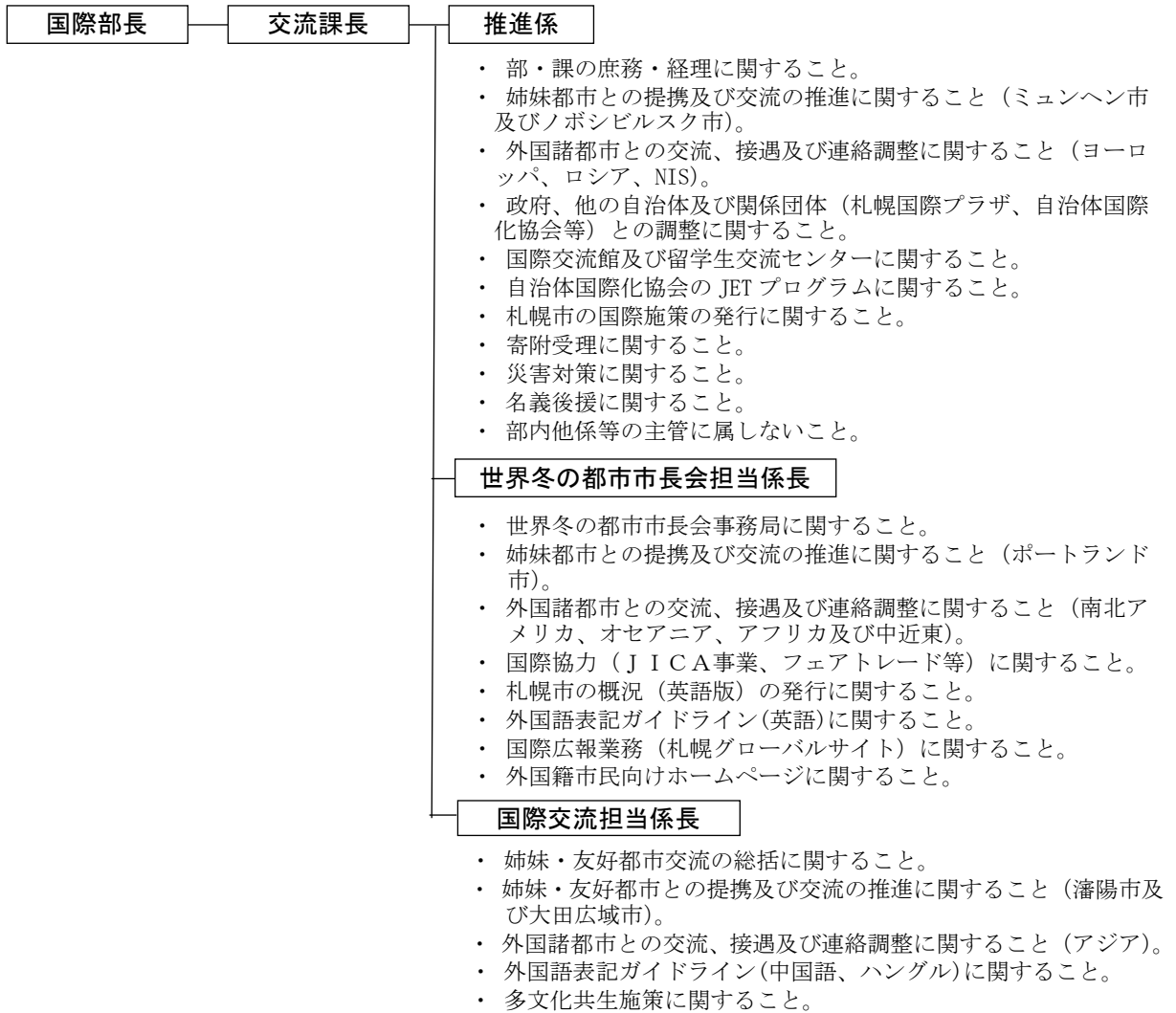
第 2 編

国際化推進にあたっての組織・体制

1 札幌市（国際部）	11
(1) 機構図	11
2 公益財団法人 札幌国際プラザ	12
(1) 沿革	12
(2) 設置目的	12
(3) 事業	12
(4) 機構図	12

1 札幌市（国際部）

(1) 機構図（2019年（平成31年）4月1日現在）



〈参考〉国際部の機構の変遷

■1964 (S39) 9.1 総務局庶務課外事係	■2007 (H19)10.1 総務局国際部交流課
■1969 (S44) 5.1 秘書室渉外広報部秘書課外事係	国際交流担当課長
■1975 (S50) 7.1 総務局秘書部秘書課外事主幹	サミット支援担当部長
■1984 (S59) 5.18 総務局秘書部国際交流課 課長職（コンバージョン）	サミット支援担当課長
■1987 (S62) 6.1 総務局秘書部国際室交流課 企画情報課	■2008 (H20)1.1 総務局国際部交流課
■1989 (H 1) 4.1 総務局国際部交流課 企画情報課	国際交流担当課長
■1991 (H 3) 7.1 総務局国際部交流課	サミット支援担当部長
■1994 (H 6) 4.1 総務局国際部交流課 国際交流主幹	サミット支援担当課長
■1999 (H11) 6.1 総務局国際部交流課	サミット連絡調整担当課長
■2005 (H17) 4.1 総務局国際部交流課 国際交流担当課長	■2008(H20)10.1 総務局国際部交流課
	国際交流担当課長
	■2009(H21)7.1 総務局国際部交流課
	国際交流担当課長
	■2009(H21)10.1 総務局国際部交流課
	国際交流担当課長
	APEC 担当課長
	■2010(H22)7.1 総務局国際部交流課
	国際交流担当課長
	■2011(H23)4.1 総務局国際部交流課

2 公益財団法人 札幌国際プラザ

(1) 沿革

札幌の市民や国際交流団体などが集い、また外国人住民や外国人観光客が気軽に訪れることができる場を創出するため、1987年（昭和62年）、本市が中心となって任意団体札幌国際交流プラザを設立した。

その後国際交流プラザは、1990年（平成2年）に自治省より地域国際化協会に認定され、地域の国際交流を推進する中核的組織としての役割を果たしてきたが、1991年（平成3年）に、団体の財団法人化が図られ、3C（Communication、Convention、Citizen）方式を基本理念に掲げる、財団法人 札幌国際プラザが設立された。

2011年（平成23年）には、公益認定を受け、公益財団法人へ移行した。

(2) 設置目的（「公益財団法人 札幌国際プラザ定款 第3条」）

公益財団法人 札幌国際プラザは、国際都市札幌の実現を目ざし、札幌の有する歴史、文化、風土その他の地域特性を生かした多様な交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展と世界の平和に寄与することを目的とする。

(3) 事業（「公益財団法人 札幌国際プラザ定款 第4条」より）

- ア 多様な国際交流や国際協力の促進
- イ 異なる文化を理解し、共生する街づくりの推進
- ウ 国際的な人材の育成
- エ 国際都市札幌の魅力の発信
- オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 公益財団法人 札幌国際プラザ 機構図（2019年（平成31年）4月1日現在）

